

新潟県 IT&ITS 推進協議会表彰規程

(目 的)

第1条 この規程は、新潟県 IT&ITS 推進協議会規約第20条に基づき新潟県 IT&ITS 推進協議会（以下「協議会」という。）が行う表彰について基準等を定めることを目的とする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、次のいずれかに該当する個人又は団体で、会員から推薦があったものについて行う。

- (1) 特に協議会に功績のあったもの
- (2) その他表彰することが適当と認められるもの

2 前項の推薦は、別に定める推薦書をもって会員が会長へ推薦するものとする。

(審 査)

第3条 協議会に表彰選考委員会を設置する。

- 2 会長は、会員から前条の推薦があった場合、これを表彰選考委員会に付議する。
- 3 表彰選考委員会は、企画運営会議構成員をもって構成し、委員長は企画運営会議の座長とする。
- 4 表彰選考委員会は、被表彰者を選考する。
- 5 被表彰者は、表彰選考委員会の選考を経て、会長が決定する。

(表 彰)

第4条 表彰は、会長が表彰状を授与することによって行う。

付 則 この規程は、平成30年5月17日から施行する。